

## **許可後の注意事項（変更届等）**

### **1 許可の有効期間**

建設業許可の有効期間は5年間です。引き続き建設業を営業しようとする場合には、有効期間が満了する30日前までに許可更新の手続きをしなければなりません。手続きをとらなければ期間満了とともにその効力を失い、営業することができなくなります。

更新申請は、有効期間が満了する日の2か月前から受け付けています。

※許可更新申請が受理されていれば、有効期間満了後であっても許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

### **2 許可の有効期間の調整（許可の一本化）**

許可日の異なる2つ以上の許可を受けている場合、そのうち1つの許可の更新を申請する際に、有効期間の残っている他の許可についても同時に1件の許可の更新として申請することができます。また、既に許可を受けたあと、さらに他の業種について追加して許可の申請をしようとする場合には、有効期間の残っている従来の許可についても同時に許可の更新を申請することができます。

※更新にあわせて般・特新規や業種追加を申請する場合、更新しようとする許可の有効期間が満了する日の30日前までに申請してください。

### **3 建設業許可証明書の発行**

現に建設業許可を有していることを証明する書類を入手したい場合には、所定の様式に岩手県収入証紙（1通につき400円）を貼付の上、主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部（土木センター）に持参して提出してください。所定の様式の用紙は、岩手県ホームページからダウンロードするか、最寄の広域振興局土木部・土木センターへお越し下さい。

### **4 変更の届出等**

許可を受けた後、次表の届出事項に該当した場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書（許可申請書と同じ部数（正本1部及び副本2部）。ただし廃業届は1部）を、主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部（土木センター）に提出してください。

また、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、営業所の専任技術者、営業所の新設・移転に係る変更届出書等を提出する場合は、許可申請時と同様にその確認資料の提出が必要となります（「建設業許可申請の手引き」の別表5参照）。

【変更等の届出事項と提出書類】

(1) 届出期間が変更後30日以内

No	届出事項		提出する書類
1	商号、名称		① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 登記事項証明書（注1）
2	資本金額（出資総額）		① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 登記事項証明書（注1）
3	営業所の名称、所在地、電話番号、郵便番号		① 変更届出書（様式第22号の2）第一面、第二面（主たる営業所に関する変更のみの場合、第二面は不要）（注2） ② 登記事項証明書（登記している場合）（注1）（注3） ③ 営業所の確認資料（所在地の変更の場合）（別表5 IV）
4	営業所の新設		① 変更届出書（様式第22号の2）第一面、第二面 ② 登記事項証明書（登記している場合）（注1） ③ 営業所の確認資料（別表5 IV）  → 営業所の代表者（建設業法施行令第3条に規定する使用人）、専任技術者に係る届出も行う。
5	営業所の廃止		① 変更届出書（様式第22号の2）第一面、第二面 ② 登記事項証明書（登記していた場合）（注1） ③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）  → 専任技術者に係る届出も行う。
6	営業所の業種追加（既に他営業所で許可を得ている業種）		① 変更届出書（様式第22号の2）第一面、第二面（注4）  → 専任技術者に係る届出も行う。
7	営業所の業種廃止		① 変更届出書（様式第22号の2）第一面、第二面（注5）  → 専任技術者に係る届出も行う。
8	役員等	新任（注6）	① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 誓約書（様式第6号） ③ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号） ④ 登記事項証明書（注1）（注7） ⑤ 「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」（株主等、顧問・相談役は除く）  ※ 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主に変更があった場合（9の退任（辞任）も同様）には、変更を覚知してから三十日以内に提出
9		退任（辞任）	① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 登記事項証明書（注1）（注7）  → 経營業務の管理責任者である役員が退任する場合、経營業務の管理責任者に係る変更届も提出する。
10		代表者（注8）	① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 登記事項証明書（注1）（注7）
11	支配人	新任	① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 誓約書（様式第6号） ③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号） ④ 登記事項証明書（注1） ⑤ 「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」
12		退任	① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 登記事項証明書（注1）

No	届出事項	提出する書類
13	法人の役員等・支配人・ 個人事業主の氏名（改姓・改名）	① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 戸籍抄本または住民票抄本（個人事業主のみ） ③ 登記事項証明書（法人の役員・支配人の場合）（注1） ※ 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主に変更があった場合には、変更を覚知してから三十日以内に提出
14	廃業 ・個人事業主が死亡したとき（相続人が届出） ・法人が合併により消滅したとき（役員であった者が届出） ・法人が破産手続開始の決定により消滅したとき（破産管財人が届出） ・法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき（清算人が届出） ・許可を受けた建設業の全部又は一部を廃止したとき（法人の場合は役員、個人の場合は本人が届出）	① 廃業届（様式第22号の4）  → 一部廃業の場合は、専任技術者に係る届出も行う。従たる営業所において営業する業種に変更がある場合は、さらに、変更届出書（様式第22号の2）も提出する。

(2) 届出期間が変更後2週間以内（注9）

No	届出事項	提出する書類
15	欠格要件に該当	① 届出書（様式第22号の3）
16	営業所の代表者（建設業法施行令第3条に規定する使用人）の新任・変更（注6）（注10）	① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 誓約書（様式第6号） ③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号） ④ 「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」
17	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）	変更・追加 ① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号） ③ 常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙） ④ 常勤役員等の確認資料（別表5 I）
18		氏名（改姓・改名） ① 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号） ② 戸籍抄本または住民票抄本
19		削除（一部廃業に伴うもの） ① 届出書（様式第22号の3）
20	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者	変更・追加 ① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 常勤役員等及び補佐する者の証明書（様式第7号の2） ③ 常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙1） ④ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号別紙2） ⑤ 常勤役員等の確認資料（別表5 I）
21		氏名（改姓・改名） ① 常勤役員等及び補佐する者の証明書（様式第7号の2） ② 戸籍抄本または住民票抄本
22		削除（一部廃業に伴うもの） ① 届出書（様式第22号の3）
23	専任技術者	変更・追加 ① 変更届出書（様式第22号の2）第一面 ② 専任技術者証明書（新規・変更）（様式第8号） ③ 技術資格を証する書面（注11） 卒業証明書、資格証明書の写し、実務経験証明書（様式第9号）、指導監督的実務経験証明書（様式第10号）、監理技術者資格者証の写しのうち該当するものを添付 ④ 専任技術者の確認資料（別表5 III）

24		氏名(改姓・改名)	① 専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号) (旧氏名の削除及び新氏名での追加) ② 戸籍抄本または住民票抄本
25		削除	【交替に伴う削除の場合】 ① 変更届出書(様式第22号の2)第一面 ② 専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号)  【一部廃業、営業所の廃止等に伴う削除の場合】 ・届出書(様式第22号の3) → 一部廃業、営業所の廃止等に係る届出も行う。
26	健康保険等の加入状況		① 届出書(様式第22号の3) ② 健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ③ 健康保険等の加入状況の確認資料(別表5 II)

(3) 届出期間が事業年度終了後4か月以内

No	届出事項	提出する書類
27	決算	① 変更届出書(別紙8) ② 工事経歴書(様式第2号) ③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ④ 財務諸表 【法人】 ・貸借対照表(様式第15号) ・損益計算書・完成工事原価報告書(様式第16号) ・株主資本等変動計算書(様式第17号) ・注記表(様式第17号の2) ・附属明細表(様式第17号の3)(特例有限会社を除く株式会社のうち、資本金の額が1億円超であるものまたは最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した合計額が200億円以上であるものが対象。ただし、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。) 【個人】 ・貸借対照表(様式第18号) ・損益計算書(様式第19号) ⑤ 事業報告書(特例有限会社を除く株式会社の場合) ⑥ 納税証明書(県知事許可の場合、事業税(納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの)) 【変更のあった場合】 ⑦ 使用人数(様式第4号) ⑧ 健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ⑨ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ⑩ 定款

- (注1) 登記事項証明書は、変更内容を確認できるもの（履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。
- (注2) 市町村合併等による住居表示の変更により営業所の所在地の表記が変更となる場合は、変更届出書（様式第22号の2）第一面、第二面（主たる営業所に関する変更のみの場合、第二面は不要）のみの提出となります。市町村合併による市町村名のみの変更の場合は届出自体不要です。
- (注3) 主たる営業所の所在地のみの変更の場合で登記上の本店の所在地と主たる営業所の所在地が異なる場合は、登記事項証明書の提出の必要はありません。
- (注4) その業種を法人（個人）全体で追加する場合は、業種追加申請となります。
- (注5) その業種を法人（個人）全体で廃止する場合は、廃業届を提出してください。
- (注6) 誓約書（様式第6号）、「調書」（様式第12号、13号）、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は、新任（追加）の方についての提出となります。また、既に役員又は営業所の代表者（建設業法施行令第3条に規定する使用人）となっている者の変更（異動）（例：A営業所長が取締役に就任）については、誓約書（様式第6号）、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出は必要ありません。
- (注7) 組合等の場合は、理事等の名簿の写しも提出してください。
- (注8) 既に役員である者が代表者に就任した場合です。
- (注9) 様式第22号の2については30日以内の提出でも構いませんが、提出漏れのないように併せて提出するようお願いします。
- (注10) 営業所の代表者が置かれる営業所のみの変更（例：A営業所（a 営業所長）・B営業所（b 営業所長）からA営業所（b 営業所長）・B営業所（a 営業所長）に変更）の場合は、誓約書（様式第6号）、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出は必要ありません。
- (注11) 項番61が区分5の場合は、提出の必要はありません。

《その他留意事項》

- 上記の提出する書類のうち発行日のあるものは、発行後3か月以内のものを提出してください（卒業証明書、納税証明書は除く）。
- 必要な変更届が提出されていない場合、更新等の申請はできません。
- 別表5は、「建設業許可申請の手引き」を御参照ください。

## 5 郵送による提出

以下の変更届は郵送による提出も受け付けています。主たる営業所を管轄する広域振興局土木部・土木センターあて送付してください。郵送の際は、封筒表面に「建設業許可 変更届出書在中」などと明記し、全部廃業に係る廃業届の場合を除き、副本返送用の封筒（角2以上の大きさの封筒。返送先を記載し、副本返送に必要な額の切手（定形外など）を貼付すること）を同封してください。

### 【郵送できる変更届】

- ・商号、名称
- ・資本金額（出資総額）
- ・営業所の名称
- ・住居表示の変更に伴う営業所の所在地の表記の変更
- ・営業所の電話番号、郵便番号
- ・役員（常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、専任技術者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人でない者）
- ・氏名（改姓・改名（法人の役員・支配人・個人事業主、常勤役員等、専任技術者））
- ・全部廃業に係る廃業届（許可申請を伴うものを除く）

※書類や記載内容に不備がある場合や整合性に欠ける場合、記載要領に沿っていない場合など、変更届の内容に瑕疵がある場合は有効な届出となりませんので御注意ください。

※変更届自体に瑕疵がない場合でも、必要部数（正本1部及び副本2部、計3部）が送付されない場合や副本返送用の切手が必要額貼付されていない場合は、副本を返送しませんので御注意ください。

※郵送の際は、書類一式の写しを保管しておいてください。

※使用する印は、提出済の申請書等と同一のものを使用してください。

※郵便事故に関する責任は負いかねますので御了承ください（書留郵便を推奨します）。

# 変更届出書等記入例

00006

該当する番号に○を付す

# 変更届出書 (第一面)

下記のとおり、  
①商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名  
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者  
建設業法第15条第2号  
について変更があったので届出をします。

地方整備局長  
北海道開発局長  
岩手県知事 殿

不要な文字は消す

法人であって、法人番号の指定を受けたものである場合記入。不明な場合は国税庁法人番号公表サイト (http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/) で確認する。

令和\*\*年\*\*月\*\*日

岩手県盛岡市内丸77-77

株式会社盛岡城建設

代表取締役 錦秋湖 五郎

既に受けている許可番号及び年月日を記入する (複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可のうち最も古いものを記入)

大臣コード  
知事

国土交通大臣...00  
岩手県知事...03

届出者

許可年月

許可番号 3603 第11111号 令和\*\*年\*\*月\*\*日

法人番号 36777777777777777777

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	株式会社盛岡大通工業	株式会社盛岡城建設	R** . 4 . 1	
営業所の所在地				備考欄には、変更の理由、就任・退任の別、経営業務の管理責任者、専任技術者などを記入
本店	盛岡市大通99-99	盛岡市内丸77-77	R** . 4 . 1	
役員等	岩手山 孝男	-	R** . 3 . 31	退任
変更のあった役員のみ記入	-	田山 隆	R** . 4 . 1	就任
代表取締役	折爪 太郎	錦秋湖 五郎	R** . 4 . 1	代表者の変更
役員等	前森山 紀夫 (非常勤)	前森山 紀夫 (常勤)	R** . 4 . 1	非常勤から常勤
役員等の氏名	前沢 瑞子	紫波 瑞子	R** . 4 . 1	婚姻による

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

### ◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 モリオカジヨウケンセツ

商号又は名称 38 (株)盛岡城建設

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39 キンシユウコゴロウ

代表者又は個人の氏名 40 錦秋湖 五郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 41 03201 都道府県名 岩手県 市区町村名 盛岡市

主たる営業所の所在地 42 内丸77-77 所在地、電話番号、郵便番号の変更の場合は項番41~43の全てを記入する

郵便番号 43 020-0023 電話番号 019-629-\*\*\*\*

資本金額又は出資総額 44 (千円)

連絡先

所属等 総務部総務課 氏名 北上 江釣子 電話番号 019-629-\*\*\*\*

ファックス番号 019-629-\*\*\*\*

【その他記載例】

変更事項を記入

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地				
花巻営業所	花巻市若葉町99-99	花巻市空港南99-99	R**、4.1	
営業所の業種の追加				
大船渡営業所	土	土、と	R**、4.1	
営業所の業種の廃止				
宮古営業所	土、建、と	建、と	R**、4.1	
営業所の新設	—	都南営業所	R**、4.1	
営業所の廃止	滝沢営業所	—	R**、3.31	
令第3条の使用人				
都南営業所長	—	都南 村雄	R**、4.1	
滝沢営業所長	滝沢 村男	—	R**、3.31	
水沢営業所長	江刺 太郎	江刺 花子	R**、4.1	
専任技術者				
都南営業所	—	奥州 二郎	R**、4.1	

業種名は略号で可

営業所の業種の追加、廃止は、専任技術者の届出(変更・追加・削除)も同時に提出

業種は変更のない業種についても記入



【営業所の業種の廃止】

(従たる営業所)

従たる営業所の 名	8	4	フリガナ ミヤコエイギョウシヨ																	
			3	5	10	15	20	専任技術者についても届出												
従たる営業所の 所在地市区町村 コード	8	5	都道府県名				市区町村名													
従たる営業所の 所在地			3	5	10	15	20													
内 容	8	6																		
			23	25	30	35	40													
郵便番号	8	7	-			電話番号														
営業しよう とする建設業			3	5	6	10	15	20												
	8	8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 ( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )																	
	変更前		3	5	10	15	20	25	30											
			1	1	1															

【営業所の新設】

(用紙A4)

(第二面)

区分  ( 2. 営業しようとする建設業  
又は従たる営業所の所在地の変更 ) 3. 従たる営業所の  
新設 4. 従たる営業所の  
廃止 )

大臣コード  国土交通大臣 岩手県知事 許可 ( 一般 ) 第  号 許可年月日 令和  年  月  日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/>	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )
変更前	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="4"/>	フリガナ トナンエイギョウシヨ	<input type="text"/>
従たる営業所の所在地市区町村コード	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/>	都道府県名 岩手県 市区町村名 盛岡市	
従たる営業所の所在地	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="6"/>	津 志 田 町 9 9 - 9 9	
郵便番号	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="7"/>	0 2 0 - 0 8 3 7	電話番号 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="-"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="-"/> <input type="text" value="*"/> <input type="text" value="*"/> <input type="text" value="*"/> <input type="text" value="*"/>
営業しようとする建設業	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="8"/>	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )
変更前	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

・営業所の確認資料を添付  
・専任技術者、令第3条使用  
人についても届出

【営業所の廃止】

(用紙A4)

(第二面)

区分    ( 2. 営業しようとする建設業  
又は従たる営業所の所在地の変更 ) 3. 従たる営業所の  
の新設 4. 従たる営業所の  
の廃止 )

大臣コード     ~~国土交通大臣~~ 許可 ( 一般 ) 第       号 許可年月日 令和   年   月   日  
岩手県知事

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/>	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )
変更前	<input type="text"/>		

(従たる営業所)

フリガナ	タキザワエイギョウシヨ
従たる営業所の名称	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="4"/> 滝 沢 営 業 所
従たる営業所の所在地市区町村	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="5"/> 都道府県名 市区町村名
従たる営業所の所在地	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="6"/> 市区町村名
郵便番号	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="7"/> 電話番号
営業しようとする建設業	<input type="text" value="8"/> <input type="text" value="8"/> 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
変更前	<input type="text"/>

### 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

証明者が複数の場合は複数作成する

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ  $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{イ} \\ \text{イ} に掲げる経験を有することを証明します。$

役職名等 代表取締役 経験した当時の(現在の)役職名を記入(代表取締役、取締役、個人事業主、支配人等)

経験年数 \*\*年 3月から \*\*年 12月まで 満 18年 9月

証明者と被証明者との関係 役員 証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」など、証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

備考 ・証明者が申請者以外の建設業者である場合、許可番号、許可年月日、許可業種を記入する  
・経験年数期間中、役名(職名)に変更がある場合、付記する(略歴書に記載があれば、付記しなくてよい)  
(例)昭和\*\*年\*月~平成\*\*年\*月 ○○建設(株) 取締役  
平成\*\*年\*月~平成\*\*年\*月 // 代表取締役

令和\*\*年\*\*月\*\*日

岩手県盛岡市内丸内丸99-99  
株式会社県庁建設  
代表取締役 岩手 二郎

(2) 下記の者は、許可申請者  $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$  で第7条第1号イ  $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{イ} \\ \text{イ} \end{matrix} \right\}$  に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長  
北海道開発局長  
岩手県知事 殿

申請者  
~~届出者~~

岩手県盛岡市内丸99-99  
株式会社県庁建設  
代表取締役 岩手 二郎

令和\*\*年\*\*月\*\*日

申請又は届出の区分  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 7 \\ 1 \end{matrix} \right]$  (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

許可番号  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 8 \\ \end{matrix} \right]$  大臣コード 大臣.....00 岩手県知事...03

許可年月日 令和  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 11 \\ \end{matrix} \right]$  年  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 13 \\ \end{matrix} \right]$  月  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 15 \\ \end{matrix} \right]$  日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 9 \\ \end{matrix} \right]$  イ  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 3 \\ \end{matrix} \right]$  ワ

氏名  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 2 \\ 0 \\ \end{matrix} \right]$  岩手  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 3 \\ \end{matrix} \right]$   $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 5 \\ \end{matrix} \right]$  二  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 10 \\ \end{matrix} \right]$  郎

住所 岩手県盛岡市肴町77-77

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
月日 S 2 1 年 0 7 月 0 1 日

◎【変更前】

氏名  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 2 \\ 1 \\ \end{matrix} \right]$   $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 3 \\ \end{matrix} \right]$   $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 5 \\ \end{matrix} \right]$   $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 10 \\ \end{matrix} \right]$

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 13 \\ \end{matrix} \right]$   $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 14 \\ \end{matrix} \right]$  年  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 16 \\ \end{matrix} \right]$  月  $\left[ \begin{matrix} \text{項番} \\ 18 \\ \end{matrix} \right]$  日

備考  
常勤役員等の略歴については、別紙による。

### 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

証明者が複数の場合は複数作成する

不要なものを消す

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口<sup>(1)</sup>に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役  
経験年数 \*\*年3月から\*\*年12月まで 満6年9月  
証明者と被証明者との関係 役員  
備考

経験した当時の(現在の)役職名を記入(代表取締役、取締役、個人事業主、支配人等)

\*\*年3月から\*\*年12月まで 満6年9月

証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」など、証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

役員等としての経験を有した期間を記入する  
・許可要件の年数を超過しているか、略歴書及び営業の沿革と矛盾がないか確認する  
・期間が中断している場合、期間を別々に明記

・証明者が申請者以外の建設業者である場合、許可番号、許可年月日、許可業種を記入する  
・経験年数期間中、役名(職名)に変更がある場合、付記する(略歴書に記載があれば、付記しなくてよい)  
(例)昭和\*\*年\*月~平成\*\*年\*月 ○○建設(株) 取締役  
平成\*\*年\*月~平成\*\*年\*月 // 代表取締役

証明者は、証明しようとする期間被証明者が在職していた法人の代表者又は個人事業主

令和\*\*年\*\*月\*\*日

岩手県盛岡市内丸99-99  
株式会社県庁建設  
代表取締役 岩手 二郎

証明者

不要なものを消す

不要なものを消す

(2) 下記の者は、許可申請者~~本人~~の常勤の役員<sup>(1)</sup>で第7条第1号口<sup>(1)</sup>に該当する者であることに相違ありません。

令和\*\*年\*\*月\*\*日

~~地方整備局長  
北海道開発局長~~  
岩手県知事 殿

1 新規申請の場合  
2 変更の場合  
3 更新申請の場合  
業種追加・般特新規申請で変更のない場合

申請者  
届出者

岩手県盛岡市内丸99-99  
株式会社県庁建設  
代表取締役 岩手 二郎

不要なものを消す

申請又は届出の区分 項番 1 7 1

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

項番17の区分が2の場合に記載

項番17の区分が1の場合記入しない

大臣コード 大臣.....00  
岩手県知事...03

右詰めで記入し左余白は必ず"0"で埋める

複数の許可を受けている場合、現在有効な許可年月日のうち最も古いものを記入

許可番号 1 8

国土交通大臣 許可(般特)第 5 10 号

許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

右詰めで記入し左余白は必ず"0"で埋める

#### ◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 イ ワ

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 岩 手 二 郎

法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、専任技術者を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格証明書、卒業証明書の字で記入

月日 S 2 1 年 0 7 月 0 1 日

住所 岩手県盛岡市肴町77-77

姓と名の間は1マス空ける

右詰めで記入し左余白は必ず"0"で埋める

#### ◎【変更前】

・略歴書の住所と一致  
・住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記入

項番17の区分が2の場合に記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1

生年月日 13 14 年 16 月 18 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

第三面及び第四面の記載方法は第二面と同じ

(第二面)

(用紙A4)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和\*\*年\*\*月\*\*日

地方整備局長  
北海道開発局長  
岩手県知事

殿

不要なものを消す

申請者  
届出者

岩手県盛岡市内丸99-99  
株式会社県庁建設  
代表取締役 岩手 二郎

役職名等

取締役

経験した当時の(現在の)役職名を記入

経験年数

\*\*年 3月から \*\*年 12月まで 満 6年 9月

証明者と被証明者との関係

役員

証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」など、証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

・経験を有した期間を記入する  
・略歴書及び営業の沿革と矛盾がないか確認する  
・期間が中断している場合、期間を別々に明記

備考

・証明者が申請者以外の建設業者である場合、許可番号、許可年月日、許可業種を記入する  
・経験年数期間中、役名(職名)に変更がある場合、付記する(略歴書に記載があれば、付記しなくてよい)  
(例)昭和\*\*年\*\*月~平成\*\*年\*\*月 ○○建設(株) 取締役  
平成\*\*年\*\*月~平成\*\*年\*\*月 // 代表取締役

役員等を直接に補佐する者の更新等)

申請又は届出の区分

変更の年月日

令和 年 月 日

大臣コード  
知事

許可番号

2 3 3

国土交通大臣 許可 (一般- ) 第 5 号

許可年月日

令和 11 年 13 月 15 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

2 4 イ ワ

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

2 5 岩 手

3 5 太 郎

法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、専任技術者を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格証明書、卒業証明書の字で記

月日 S 4 1 年 0 7 月 0 1 日

住所

岩手県盛岡市肴町99-99

姓と名の間は1マス空ける

右詰めで記入し左余白は必ず「0」で埋める

◎【変更前】

・略歴書の住所と一致  
・住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記入

氏名

2 6 3 5

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 年 16 18 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者 \_\_\_\_\_

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分  2  7  3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード  
知事  
許可番号  2  3  3 国土交通大臣 許可 (一般  ) 第         号 許可年月日 令和   年   月   日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ  2  8  3  
氏 名  2  9  3  5  10  
住 所 \_\_\_\_\_  
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日     年   月   日

◎【変更前】

氏 名  3  0  3  5  10  
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日     年   月   日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者 \_\_\_\_\_

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分  3  1  3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

許可番号  2  3  3  大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(一般-)第           号 許可年月日 令和   年   月   日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ  3  2    元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
氏名  3  3              生年月日     年   月   日  
住所 \_\_\_\_\_

◎【変更前】

氏名  3  4             元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日     年   月   日

備考  
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

項番61が2の場合

専任技術者証明書（新規・変更）

一般建設業の場合下段を、特定建設業の場合上段を消す。一般・特定両方の場合は消さない

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和\*年\*月\*日

地方整備局長
北海道開発局長
岩手県知事 殿

項番61の区分ごとに別業で作成

申請者 岩手県北上市大通99-99
株式会社北上大通建設
届出者 代表取締役 北上 士郎

区 分 項番 3 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)
大臣コード
許可番号 6203 国土交通大臣 許可(一般) 第333333号 令和\*年\*月\*日

氏名 フリガナ キタカミ タケオ 1マス空ける
姓の最初から記入し、濁点・半濁点を含んで1文字
許可申請の手引きを参照の上該当する番号を記入
今後担当する建設工事の種類
現在担当している建設工事の種類
有資格区分
変更、追加又は削除の年月日
専任技術者の住所
営業所の名称 (旧所属) 本店
営業所の名称 (新所属) 本店

氏名 フリガナ 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶
項番61が2「5」「旧所属」「新所属」の両方記入
項番61が「3」「新所属」のみ記入
項番61が「4」「旧所属」のみ記入

【項番61の区分】
○新規、許可換え新規、般特新規、業種追加申請をする場合.....1
○専任技術者の担当業種又は有資格区分に変更があった場合.....2
○専任技術者を追加する場合.....3
○専任技術者の交替に伴う削除の場合.....4
○専任技術者が置かれる営業所のみの変更の場合.....5

有資格区分 65
変更、追加又は削除の年月日 令和\*年\*月\*日
営業所の名称 (旧所属)
営業所の名称 (新所属)

項番61が4の場合

000003

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、~~建設業法第7条第2号~~ ~~建設業法第16条第2号~~ に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

専任技術者の交代に伴う削除の場合は「(2)」を「O」で囲む

令和\*\*年\*\*月\*\*日

~~地方整備局長~~  
~~北海道開発局長~~  
岩手県知事 殿

区分4で届出をする場合は、新たな専任技術者を区分2又は区分3で同時に届け出る

申請者 岩手県盛岡市本宮盛岡南新都市事業地内99街区99-99  
株式会社盛岡南新都市建設  
届出者 代表取締役 本宮 太郎

区 分  6  1  4 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード

許可番号  6  2  0  3 国土交通大臣 岩手県知事 許可 (一般) 第  4  4  4  4  4 号 令和  \*  \* 年  1  2 月  0  1 日

氏 名  6  3  モ  ト  本  宮  武  元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日  S  3  0 年  0  8 月  1  1 日

今後担当する建設工事の種類  6  4

現在担当している建設工事の種類  7  7

有資格区分  6  5  1  3  2  0

変更、追加又は削除の年月日 令和\*\*年\*\*月\*\*日

専任技術者の住所

営業所の名称 (旧所属) 本店

営業所の名称 (新所属)

氏 名  6  3

生年月日  年  月  日

今後担当する建設工事の種類  6  4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分  6  5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

氏 名  6  3

生年月日  年  月  日

今後担当する建設工事の種類  6  4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分  6  5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

届出書

該当する数字を囲む

- 下記のとおりに、
- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
  - (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
  - (3) 専任の技術者を削除した
  - (4) 欠格要件に該当するに至った
- ので届出をします。

専任技術者の削除の場合、担当していた業種の廃業に注意すること

令和\*\*年\*\*月\*\*日

地方整備局長  
北海道開発局長  
岩手県知事 殿

岩手県宮古市重茂99-99  
株式会社重茂半島建設  
代表取締役 音部 太郎

項番 大臣コード  
知事

許可番号

5 1 0 3

国土交通大臣 許可 (一般)

第 6 6 6 6 6 6 6 号

許可年月日

令和 \*\* 年 0 4 月 0 5 日

複数の許可がある場合、もっとも古いものを記入

記

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 2 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

生年月日 [ ]

該当する数字を囲む

- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
- (3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 田 織 笠 [ ]

生年月日 S 4 5 年 0 9 月 2 7 日

現在の専任であるか確認する

営業所の名称 山田営業所

建設工事の種類 建

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 [ ]

生年月日 [ ]

許可を受けている一部の業種を廃業した場合、又は営業所の廃止に伴い専任技術者を削除した場合は、3を囲む

営業所の名称

建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 [ ]

生年月日 [ ]

営業所の名称

建設工事の種類

- (4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

欠格要件に該当した場合は理由を具体的に記入



# 変更届出書

令和 年 月 日

許可年月日 令和 年 月 日

許可番号 国土交通大臣 許可( )第 号  
知事

法人番号 \_\_\_\_\_

届出者

電話番号

法人であって、法人番号の指定を受けたものである場合記入。不明な場合は国税庁法人番号公表サイト (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で確認する。

不要な文字は消

東北地方整備局長  
岩手県知事

殿

事業年度(第 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

該当するものを○で囲む

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
- (7) 法人(事業)税納付済額証明書 (8) 所得税額納付済額証明書 (9) 使用人数
- (10) 建設業法施行令第3条に規程する使用人の一覧表
- (11) 定款 (12) 健康保険等の加入状況

## 記載要領

- 1 「東北地方整備局長 知事」については、不要なものを消すこと。
- 2 (1)から(12)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。